退職により残税額を一括徴収した場合の記入例

〇退職・休職等をした方の残りの特別徴収税額を、最後の給与や退職金などから差し引き、まとめて納入することを一括徴収といいます。
〇6月～12月までに退職・休職等をした場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
〇1月～4月末までに退職・休職等をした場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することになっています。(法321-5-2)
〇**外国人の方が国外に転出する際にも退職の異動届出書を提出していただき、残った税額は納税管理人をたてて代理納付するか、一括徴収をしてください**

該当する年度を記入してください。

受領印

令和4年度　給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

延岡市長あて

令和 4 年 11 月 1 日提出

(特別徴収義務者)	所在地	延岡市東本小路2番地1	
	フリガナ	ノベオカショウジ　カブシキカイシャ	
	氏名又は名称	延岡商事　株式会社	
	個人番号又は法人番号	1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4	←個人事業主の場合は個人番号を左詰めで記入

指定番号		50000000
担当者連絡先	所属	人事部　給与係
	氏名	延岡　一郎
	電話	0982-22-7065　内線 1111

延岡市から送付された税額通知書に記載の指定番号を記入してください。

法人番号(個人事業主の方は事業主の個人番号)の記載が必要となります。

個人番号(12桁)を記入してください。

現住所を記入してください。

現住所と1月1日現在の住所が異なる場合は記入してください。

			(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
給与所得者	フリガナ	ノベオカ　ハナコ						
	氏名	延岡　花子						
	生年月日	大・昭・平・令　1 年 1 月 1 日						
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 0						
	受給者番号							
	1月1日現在の住所	延岡市〇〇町〇〇丁目〇〇番地						
	異動後の住所	延岡市〇〇町〇〇番地 延岡アパート101	30,000 円	6 月から 10 月まで 12,500 円	11 月から 5 月まで 17,500 円	令和 4 年 10 月 31 日	1.退職 2.死亡 3.休職 4.育休 5.転勤 6.転職 7.長欠 8.その他 ( )	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収(本人納付) 以下1～3のうち当する項目を記入

「異動の事由」の該当するもの、及び「異動後の未徴収税額の徴収方法」について「2. 一括徴収」を〇で囲んでください。

※「2. 一括徴収の場合」についても記入ください。

給与から差し引いた税額の合計を(イ)に 記入してください。

退職日等、異動があった日を記入してください。

未徴収税額を一括徴収する場合は、こちらの枠内も必ずご記入ください。

1. 特別徴収継続の場合

(特別徴収義務者(新しい勤務先))	指定番号		個人番号又は法人番号		
	所在地				
	フリガナ		連絡先	電話	内線
	氏名又は名称				

納入するよう連絡

受給者番号 ：

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
	2. 異動が令和 5 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	11 月 20 日	17,500 円

左記の一括徴収した税額は、

11 月分(12 月 10 日納期限分)で納入します

3. 普通徴収(本人納付)の場合

理由	1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市記入欄	1回目	2回目	コード 開始期 1・2・3・4 5・6・7

(市町村提出用)